# 鹿児島県公報

平成25年7月16日(火)第2923号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止 (学事法制課取扱い) 1
- ○保安林の指定(2件) (森づくり推進課取扱い)2
- ○保安林の指定予定の通知(5件) (森づくり推進課取扱い)2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い)4
- ○県営土地改良事業の工事の完了(3件) (農地整備課取扱い)5
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止(2件) (鹿児島地域振興局取扱い)5
  - (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 6

公告

○一般競争入札の参加者の資格に関する公告

(県立病院課取扱い) 6

○一般競争入札公告

(県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 8

#### 選挙管理委員会告示

- ○参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 11
- ○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所(選挙管理委員会取扱い)11

#### 参議 選告示

- ○参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場 所 (選挙管理委員会取扱い) 11
- ○参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場 所 (選挙管理委員会取扱い) 11

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活環境課取扱い)11

公安委員会公告

○平成25年度技能検定員審査等公告

(免許試験課取扱い) 12

# 告示

# 鹿児島県告示第797号

鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第23条第1項の規定により定めた次の簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を廃止した。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

開示申出をすることができる個人情報の内容					
試験等の名称	開示する内容				
介護職員等によるたんの吸引等の実施のた	総得点				
めの研修事業(不特定多数の者対象)基本					

研修(講義)筆記試験

## 鹿児島県告示第798号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市住用町大字川内字中渡量1336番,字船行1337番,字崩1361番

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第799号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字九東田1531番1,字上七重廻シ1536番,1554番,字摺木田1598番,1610番3,字人廻シ田1667番1,1669番,字フウビル2011番,2016番,2021番1,2021番3,字コトビラ2022番,笠利町大字平字ハシヤク原1306番,字喜瀬ケヂ1358番1,1360番1,1368番1,1368番5,笠利町大字用安字餅ハサ山453番1,字屋ン川457番1,498番1,字倍田512番1

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第800号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 薩摩川内市城上町字鹿倉7890番1
- 2 指定の目的
  - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第801号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 阿久根市鶴川内字上田代7703番,7705番,7706番,7720番1
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第802号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出水郡長島町川床字牧ノ迫2213番2 (次の図に示す部分に限る。), 2214番1
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部 森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第803号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出水市武本字菖蒲迫3231番1,3231番4
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第804号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林予定森林の所在場所 薩摩郡さつま町永野字中尾筋4512番
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬	局	辞退年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
セオ薬局ほんまち調剤	鹿児島市真砂本町40-6	平成25年	精神通院医療
		6月30日	

## 鹿児島県告示第806号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(農業用用排水施設整備及び土層改良)天北松原地区の工事は、平成23年3月29日に完了した。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第807号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(農業用用排水施設整備,農道整備及び土層改良)第一天北中部地区の工事は、平成21年3月30日に完了した。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第808号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(農業用用排水施設整備及び土層改良)第二天北中部地区の工事は、平成21年3月25日に完了した。

平成25年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

# 鹿児島地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年7月16日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所 指定障害福祉サービス事業者		廃止年月	障害福祉						
tz.	£4-	=c +: uh	<i>k</i> 7	T.L.	主たる事務所の	代表者	針の氏		サービス
名	称	所 在 地	名	称	所在地	名		目	の種類
カフェ糸	工葉	日置市東市来町	特定非常	営利活動	鹿児島市紫原三	尾辻	伸朗	平成25年	就労継続
		美山1542	法人まく	~ねっと	丁目35-7-			7月15日	支援A型
			2 5		301号				

#### 始良·伊佐地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

姶良 · 伊佐地域振興局長 陶山修

/					3 F- 12	
事	業所	指定障害福祉サービス事業者		<b>威</b> 1. 左 1	障害福祉	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月 日	サービス の種類
ヘルパーステー	姶良市蒲生町上	医療法人一桜会	姶良市蒲生町上	吉留五十二	平成25年	居宅介護
ションさくらん	久徳2632番地		久徳2632番地		7月31日	・重度訪
ぼ						問介護

## 姶良・伊佐地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年7月16日

姶良•	伊佐地域振興局長	陶山修

事	業所	申請者		松克左口	障害福祉	
to the	55 <del>/c</del> 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	П	の種類
ひびき訪問介護	姶良市三拾町25	株式会社グリー	姶良市三拾町25	平川 力	平成25年	同行援護
ステーション	番地4	ンリーフ	番地4		7月1日	

# 公告

#### 一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次の とおり公告する。

平成25年7月16日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
  - (1) 種類

物品 (医療機器類) の購入

(2) 名称

医療用直線加速装置(リニアック) 一式

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 薬事法 (昭和35年法律第145号) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等
  - (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民 間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規 定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

- ア 所定の営業概要書
- イ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと を証する書類(個人の場合に限る。)
- エ 納税証明書
  - (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
  - (イ) 鹿児島県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するもの にあっては、主たる営業所の所在地の都道府県税)について未納の税額がないことの 証明書
- 才 印鑑証明書
- カ 財務諸表 (法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益 計算書,個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し)
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係(行政庁舎1階)

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成25年7月16日から同年8月9日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができな 11

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その 取消しの日から2年を経過していない者
- ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再 開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りで ない。
- エ 暴力団
- オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人
  - (7) 暴力団員
  - (イ) 自己, 自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (b) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品そ の他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (コ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用 している者
- カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は, 鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年7月16日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日髙史郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 医療用直線加速装置(リニアック) 一式
  - (2) 購入をする物品等の特質等入札説明書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書による。
  - ⑷ 納入場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告(平成25年7月16日鹿児島県公報第2923号登載)により示した医療用直線加速装置(リニアック)に係る知事の入札資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課 鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に 規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」とい う。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明すること ができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成25年9月5日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着 のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月6日午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含 む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする 事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したこと を証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこと となるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす る契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公

共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-44-3944

12 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 13 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Lynac system:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 5 September 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Management Division

Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center

1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan

TEL 0994-42-5101

FAX 0994-44-3944

# 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成25年7月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成25年7月24日 午後1時30分から

2 場所

鹿児島県庁10-総-1会議室(鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎10階)

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、 次のとおりとする。

平成25年7月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成25年7月24日 午後1時30分から

2 場所

鹿児島県庁10-総-1会議室(鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎10階)

# 参議選告示

#### 参議選告示第2号

平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成25年7月16日

参議院鹿児島県選出議員選挙選挙長 鎌田六郎

1 日時

平成25年7月19日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室(鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階)

## 参議選告示第3号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成25年7月16日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 前田和博

1 日時

平成25年7月19日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室(鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階)

# 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は,遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	ウルトラマンウォーズB	株式会社ビスティ	3S0079
回胴式遊技機	ジャックポットドリームD1	岡崎産業株式会社	3S0389
回胴式遊技機	沖ドキ!R-30	株式会社アクロス	3S0447
回胴式遊技機	猛虎花形CC	株式会社スパイキー	3S0448

# 公安委員会公告

平成25年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第 1項の規定により、平成25年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成25年7月16日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 審査の種類及び日時
  - (1) 教習指導員審査
    - ア 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 筆記試験 平成25年8月19日(月)午前9時から及び平成25年10月21日(月)午前10 時から
    - イ 普通自動車免許
      - (ア) 筆記試験 平成25年10月21日(月)午前10時から
      - (イ) 技能試験 平成25年10月21日(月)午後1時から
      - (ウ) 面接試験 平成25年10月22日 (火) 午前9時から
    - ウ 大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,普通自動二輪車免許及び牽 引免許

技能試験 平成25年11月25日(月)及び同月26日(火)のそれぞれの日の午後1時から

- (2) 技能検定員審査
  - ア 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 筆記試験 平成25年8月19日(月)午前9時から及び平成25年10月28日(月)午前10 時から
  - イ 普通自動車免許
    - (ア) 筆記試験 平成25年10月28日(月)午前10時から
    - (イ) 技能試験 平成25年10月28日(月)午後1時から
    - (ウ) 面接試験 平成25年10月29日(火)午前9時から
  - ウ 大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,普通自動二輪車免許及び牽 引免許

技能試験 平成25年11月27日 (水) から同月29日 (金) までのそれぞれの日の午後1 時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課(姶良市東餅田3937番地)

- 3 審査の申請手続
  - (1) 受審資格要件
    - ア 教習指導員審査
      - (ア) 審査の種類(普通自動車免許)

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、教習指導員資格を有しない者

(イ) 審査の種類 (大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,普通自動二輪車免許及び牽引免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格

を有している者

(ウ) 審査の種類(大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種 免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導 員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能教 習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

#### イ 技能検定員審査

(ア) 審査の種類(普通自動車免許)

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類 (大型自動車免許,中型自動車免許,大型特殊自動車免許,普通自動二輪車免許及び牽引免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格 を有している者

(ウ) 審査の種類(大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種 免許)

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定 員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検 定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウその他

一人の受審者につき、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで 受審できるものとする。

- (2) 申請書類
  - ア 審査申請書
  - イ 資格審査票
  - ウ 運転免許証の写し
  - 工 運転記録証明書(過去5年分)
  - オ 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格 者証の写し
  - カ 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格 者証の写し
  - キ 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習 指導員審査を受審する者は,受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証 の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に 関する講習の修了証明書の写し
  - ク 大型自動車第二種免許,中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能 検定員審査を受審する者は,受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証 の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の 修了証明書の写し
- (3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課(姶良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421) なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際,審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼って納付すること。ただし,審査細目により異なるので,詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

#### 4 受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の二種免許(大型・中型・普通) 平成25年8月19日(月)実施の分は、平成25年7月29日(月)から同年8月12日(月)

まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平 成25年8月12日の消印のあるものまで受け付ける。

- (2) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許(大型・中型・普通) 平成25年9月18日(水)から同年10月2日(水)まで(県の休日を除く。)の午前8時 30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成25年10月2日の消印のあるものまで 受け付ける。
- (3) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・普通自動二輪・牽引免許 平成25年10月4日(金)から同月18日(金)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分 から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成25年10月18日の消印のあるものまで受け 付ける。
- 5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。 なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先 及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課 姶良市東餅田3937番地 (郵便番号 899-5421) 電話番号 0995-65-2295